プレスリリース
（報道関係者各位）
PRESS

京都府
京丹後市
KYOTANGO CITY

# 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支払遅延について

**令和８年１１月１１日 発表**

問 障害者福祉課 TEL:0772-69-0320

「特別障害者手当」及び「障害児福祉手当」について、一部の受給者への支払いが遅延する事案が発生しました。

「特別障害者手当」とは
　知的、精神または身体の重度の障害が２つ以上重複するなどにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅の重度障害の方に支給されます。
　＜月　額＞　　３０，４５０円
　＜振込月＞　　２月、５月、８月、１１月の１０日（休日の場合はその前日）
　11 月の振込分は、8 月、9 月、10 月の 3 か月分で、30,450 円 × 3 か月 = 91,350 円

「障害児福祉手当」とは
　知的、精神または身体の重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする２０歳未満の在宅の重度障害の方に支給されます。
　＜月　額＞　　１６，５６０円
　＜振込月＞　　２月、５月、８月、１１月の１０日（休日の場合はその前日）
　11 月の振込分は、8 月、9 月、10 月の 3 か月分で、16,560 円 × 3 か月 = 49,680 円

## １．経過

令和８年１１月１０日に支払うべき特別障害者手当及び障害児福祉手当について、同日午後０時３０分頃、受給者から「振込みがされていない。」との電話連絡があり、全ての受給者に対する支払い事務が行われていないことが判明しました。

判明後、同日中に全受給者への支払いを行うため、支払い事務を行いましたが、一部の受給者への支払いが間に合わず、１１月１１日の支払いとなったものです。

## ２．支払遅延の概要

（１）特別障害者手当（令和８年８月分から令和８年１０月分までの３か月分）

〇総 受 給 者 数（金額）　　６３人（５，６９４，１５０円）
〇１０日支払済者数（金額）　　４９人（４，４７６，１５０円）
〇**遅延受給者数・１１日支払済（金額）　１４人（１，２１８，０００円）**

（２）障害児福祉手当（令和８年８月分から令和８年１０月分までの３か月分）

〇総 受 給 者 数（金額）　　３２人（１，５８９，７６０円）
〇１０日支払済者数（金額）　　２０人（９９３，６００円）
〇**遅延受給者数・１１日支払済（金額）　１２人（５９６，１６０円）**

３．原因

事務担当者が支払日を１１月２０日と誤認していたことにより、支払い事務が行われていなかったことによるものです。

４．事後対応等

指定金融機関に対し、１１月１０日中に振込処理が完了するよう最大限の協力をいただき、全ての受給者への振込手続きを進めましたが、一部の受給者について指定金融機関内の振込処理の締切時間に間に合わず、１１月１１日の振込処理となりました。

また、全ての受給者に電話連絡し、振込が遅れた経緯について説明し、謝罪しました。

５．再発防止策

今回の事案を踏まえ、支払事務における確認体制を強化します。担当者以外の職員による確認に加え、管理職による進捗・完了確認を徹底します。また、支給日前の複数人による最終点検や進捗管理の徹底、複数職員による対応体制の整備を図ります。あわせて、他の給付事務についても緊急点検を実施し、組織的な再発防止に取り組みます。